

【 年 分 収 支 内 訳 書 (年 1 月 1 日 ~ 年 12 月 31 日) 】

③農業雑収入の内訳

田畑の面積等の状況	面積 (a)
所有面積	
借受面積	
転作面積	
耕作面積	

区 分	金 額 (円)
戸別所得補償交付金等	
年産米以外の精算金	
中山間地域等直接支払交付金	

※必要経費は事業に関係する部分だけです。ご注意ください。
申告の際は、科目ごとに内訳のわかるもの（領収書、通帳等）を整理して、申告相談時に持参してください。

必要経費の主な科目の具体例

科 目	具 体 例
販売・売上金額、賃貸料	① 事業から生ずる売上額、農作物の販売金額
家事消費	② 商品等を家事消費、贈答品とした場合の飯米等
雑収入・その他の収入	③ 交付金、精算金、作業受託料等販売収入以外の収入
農産物期首	⑦ 本年1月1日現在の委託販売・棚卸高
棚卸高期末	⑧ 本年12月31日現在の委託販売で精算未了のもの
期首商品棚卸高	⑩ 本年1月1日現在の棚卸高
仕入金額	⑪ 商品の仕入金額
期末商品棚卸高	⑬ 本年12月31日現在の棚卸高
給料賃金・雇人費	A 農業、事業等に従事した雇人の給料 (生計を一にする親族は専従者控除⑱になります)
小作料・賃借料	B 小作地の使用料、共同選果場等の使用料・賃借料及び 作業受託料
外注工賃	下請けへの発注・原材料の加工賃
減価償却費	C 事業用の施設・機械・トラック等の償却費
利子割引料・借入金利子	F 事業資金を借り入れた場合等の支払利息
租税公課	A 事業に関する固定資産税、自動車税、会費等
種苗費	イ 種子、苗等の購入費用
素畜費	ウ 子牛・子豚等の取得費及び種付料
肥料費	エ 化学肥料、たい肥の購入費用
飼料費	オ 飼料の購入費用
農具費	カ 使用可能期間が1年未満又は購入価格が10万円未満の 農具購入費
農業衛生費	キ 農業の購入費用、共同(航空)防除の負担金
諸材料費	ク 農業のため使用する材料費(黒土・紙袋・ビニール等)
修繕費	ケ 事業に使用している建物・車両・農機具等の修理費用
動力光熱費	コ 事業のために使用した燃料費(水道・電気・灯油・ガソリン・軽油代等)
旅費交通費	サ 電車賃、バス代、タクシー代、宿泊代等
通信費	シ 電話料、切手代等
消耗品費	タ 消耗品や10万円未満の備品の購入費
作業用衣料費	ツ 農作業に必要な衣料の購入費(作業衣・長靴・手袋等)
農業共済掛金	テ 水稲・果樹等の共済掛金、車両保険料、農業用資産に 対する火災保険料等
荷造運賃手数料	ト 出荷手数料、検査料、運搬料等
土地改良費	ナ 土地改良事業の費用

科 目	金 額 (円)	農	営	不	科 目	金 額 (円)	農	営	不				
収入金額	販売・売上金額、賃貸料	①	○	○	○	経費	そ の 他 の 費	飼料費	オ	○	○	○	
	家事消費	②	○	○	○			農具費	カ	○	○	○	
	雑収入・その他の収入	③	○	○	○			農業衛生費	キ	○	○	○	
	礼金・権利金更新料	④			○			諸材料費	ク	○	○	○	
	名義書換料・その他	⑤			○			修繕費	ケ	○	○	○	
	小計(①+②+③+④+⑤)	⑥	○	○	○			動力光熱費	コ	○	○	○	
	農産物棚卸高	期首	⑦	○	○			○	旅費交通費	サ			○
		期末	⑧	○	○			○	通信費	シ			○
		小計(⑥-⑦+⑧)	⑨	○	○			○	広告宣伝費	ス			○
売上原価	期首商品棚卸高	⑩			○			接待交際費	セ			○	
	仕入金額	⑪			○			損害保険料	ソ			○	
	小計(⑩+⑪)	⑫			○			消耗品費	タ			○	
	期末商品棚卸高	⑬			○			福利厚生費	チ			○	
差引原価(⑫-⑬)	⑭			○	作業用衣料費			ツ			○		
差引金額(⑨-⑭)	⑮			○	農業共済掛金			テ			○		
経費	給料賃金・雇人費	A	○	○	○	荷造運賃手数料	ト			○			
	小作料・賃借料・外注工賃	B	○	○	○	土地改良費	ナ			○			
	減価償却費	C	○	○	○	二							
	貸倒金	D	○	○	○	雑費	又			○			
	地代家賃	E			○	経費から差し引く果樹 牛馬等の育成費用 小計 (ア~又までの計-ネ)	ネ			○			
	利子割引料・借入金利子	F	○	○	○	経費計(A~Gまでの計)	⑯			○			
	その他					専従者控除前の所得(⑮-⑯)	⑰			○			
費	租税公課	A	○	○	○	専従者控除	⑱			○			
	種苗費	イ	○	○	○	所得金額(⑰-⑱)	⑲			○			
	素畜費	ウ	○	○	○								
	肥料費	エ	○	○	○								

----- 記帳・帳簿等の保存制度について -----
事業所得(農業・営業)、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う方は、平成26年1月から、記帳と帳簿書類の保存が必要となりました。
▷ 帳簿を備え付けて、収入金額や必要経費について、取引の年月日や金額等を記帳しなければなりません。
▷ 帳簿や請求書・領収書などの書類を整理して保存しなければなりません。